

広島県告示第八百七十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、帝釈公園施設の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

一般財団法人 休暇村協会

代表者 理事長 柴田 良平

2 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野五丁目一番五号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者の氏名

2 変更内容

変	更	後	変	更	前
柴田	良平		小野寺	聡	

三 変更年月日

令和八年六月二十五日